

令和2年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和2年6月30日（火）

高松サンポート合同庁舎1階

南館103会議室

出席者	公益側	東、籠池、春日川、柴田、高塚
	労働者側	大島、立石、土田、中村
	使用者側	綾田、窪田、篠原、濱田

- 議 題
- (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
 - (3) 令和2年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
 - (4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
 - (5) その他

【賃金室長】 定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また、大変蒸し暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、労働者代表委員の瀧委員、使用者代表委員の友國委員の2名が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります13名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

第53期香川地方最低賃金審議会委員の公益代表委員でございました松田委員の退任に伴い、新たに5月8日付けで高塚委員を任命

させていただきますのでご紹介させていただきます。

高塚委員一言よろしくお願いいたします。

【高塚委員】 高松短期大学の高塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【賃金室長】 次に委員のご紹介をさせていただきます。資料No. 1 (P1) の名簿の順にお名前をご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、東委員、籠池委員、春日川委員、柴田委員、高塚委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、大島委員、本日ご欠席ですが瀧委員、立石委員、土田委員、中村委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、綾田委員、窪田委員、篠原委員、本日ご欠席ですが友國委員、濱田委員でございます。

本日2名が欠席ですが、以上の15名でございます。

続いて事務局側ですが、局長の本間、労働基準部長の松本、室長補佐の植田、賃金指導官の杉本、労災保険給付調査官の橘川、賃金調査員の白方、私、賃金室長の松尾でございます。

労働基準部長の松本、賃金指導官の杉本、労災給付調査官の橘川につきましては、今年4月の異動で着任しております。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次とございまして、

資料No. 1 (P1) 第53期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料No. 2 (P3) 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料No. 3 (P5) 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料No. 4 (P7) 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

資料No. 5 (P9) 第53期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)

資料No. 6 (P11) 令和2年度最低賃金の審議の進め方等について

(案)

資料No. 7 (P13) 令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定
一覧表

資料No. 8 (P19) 令和元年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部
会の開催状況

資料No. 9 (P21) 最低賃金を取り巻く環境の変化

資料No. 10 (P31) 香川の賃金概況 (令和2年)

資料No. 11 (P43) 香川県の雇用情勢 (令和2年5月分)、労働市場の
動向 (令和2年5月)

資料No. 12 (P49) 香川県内経済概況 (令和2年4月)

資料No. 13 (P61) 香川県金融経済概況 (2020年6月10日)

資料No. 14 (P67) 四国の最低賃金の大幅引上げと地域間格差の是正、
コロナ不況下の労働者保護の拡充を求める要請 (全
国労働組合総連合四国地区協議会)

別途配付資料として、

- ① 令和2年度版最低賃金決定要覧
- ② 2020 (令和2) 年度労働行政のとりくみ (香川労働局)
- ③ 香川働き方改革推進支援センターのご案内
- ④ 「業務改善助成金」のご案内
- ⑤ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コ
ースのご案内
- ⑥ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コース
のご案内

以上を机上に置かせていただいておりますが、不足資料等はござ
いませんか。

それでは、初めに本間香川労働局長からご挨拶を申し上げます。

【本間労働局長】 香川労働局長の本間でございます。

本日は、ご多忙の中、また、大変暑い中、令和2年度第1回香川
地方最低賃金審議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

現在新型コロナウイルス感染拡大防止への対応とともに、経済活動の活性化に向けた取組が重要となっている中で、委員の皆様には、労働行政、とりわけ最低賃金制度について格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、中央の動きとなりますが、さる6月26日に令和2年度初回となります第56回中央最低賃金審議会が開催され、加藤厚生労働大臣から令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされたところです。

この席上、加藤厚生労働大臣からは、「安倍総理より、「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との政府としての考え方を示され、私、厚生労働大臣に対し、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」指示がございました。

雇用情勢が大変厳しい中で、多くの事業主の方々が、全力で雇用維持に取り組んでいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症や経済活動の自粛等の影響が顕著となっており、引き続き、雇用情勢には、より一層注意する必要があると考えております。

厚生労働省としては、引き続き、感染拡大防止に全力を尽くすとともに、第2次補正予算で拡充した雇用調整助成金等を活用いただき、労使の皆様にもご協力いただきながら、雇用の維持、事業の継続、そして生活・くらしを守り抜いてまいりたいと考えています。

こうした状況についても十分考慮いただきながら、審議をお願いしたい。」旨の発言がありました。

後ほど、香川県最低賃金の改正決定につきましても諮問をさせていただきますが、こうした状況についても十分考慮いただきながら、今期の円滑な審議につきましてもご配慮いただき、審議会の総意として、是非とも全会一致での答申をいただけますようお願い申し上げます、簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。

【賃金室長】 カメラ撮りはここまでで退室をお願いします。

本審議会の会長及び会長代理につきましては、昨年度、第 53 期の委員が任命された後の令和元年 7 月 8 日の第 1 回香川地方最低賃金審議会において、最低賃金法第 24 条に基づき、柴田会長及び東会長代理が選出されております。

柴田会長と東会長代理には、引き続きよろしくお願ひいたします。

それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。初めに柴田会長、よろしくお願ひいたします。

【柴田会長】 昨年度に引き続きまして会長を務めさせていただきます柴田でございます。

今年度も最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会から示される目安等を踏まえながら、労使の合意が図られますよう、努めてまいりたいと考えております。

今年度は局長の話にもありましたが、コロナウイルスの影響もございまして各委員の皆様におかれましても、様々な状況下で難しい判断をされるものと思われませんが、本年度もなにとぞ全会一致での答申に至りますようご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

今年度もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【賃金室長】 続いて東会長代理、よろしくお願ひいたします。

【東会長代理】 私も昨年度に引き続き、会長代理を務めさせていただきます東でございます。

会長代理として微力ではありますが、柴田会長をお支えし、今年度は難しい局面もあろうかとは思いますが、円滑な審議会の運営に努めたいと思いますので、委員の皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

【賃金室長】 それでは、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思います。

柴田会長、よろしくお願ひいたします。

【柴田会長】 それでは、先ず議題（１）の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしく申し上げます。

【賃金室長】 それでは、局長から会長へ諮問文をお渡しします。

（局長から、諮問文を会長へ手交）

【柴田会長】 事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

（事務局より各委員へ諮問文（写）を配付）

【柴田会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長補佐】 それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

香労発基 0630 第 2 号

令和 2 年 6 月 30 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 本間 之輝

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

【柴田会長】 ただ今の局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

ご意見はないようですので、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

会議次第によりまして、議題（２）に入ります。「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、資料 No. 2（P3）から資料 No. 5（P9）につきまして、説明させていただきます。

まず、資料 No. 2（P3）の「香川地方最低賃金審議会運営規程」、資料

No. 3 (P5)の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」、資料No. 4 (P7)の「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱」につきましては、昨年7月8日に開催されました第53期令和元年度第1回香川地方最低賃金審議会におきまして、審議の上で承認いただき、それぞれ同日から施行されているものです。

これらの内容を簡単に説明させていただきます。

まず資料No. 2 (P3)をご覧ください。これは審議会の議事運営について定めたものでございます。第3条では、「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されております。

小委員会は会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成され、委員長及び委員長代理は公益委員をあてることになっております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

資料No. 3 (P5)の「運営小委員会運営規程」につきましては、この小委員会の開催要件とか議事録の署名、本審への報告など運営に関する手続き等を規定しております。

資料No. 5 (P9)として、あらかじめ皆様にご意見をいただき作成した「第53期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿(案)」を配付しております。

委員の候補につきましては、公益代表委員は、東委員、籠池委員、柴田委員を、労働者代表委員は、大島委員、立石委員、中村委員を、使用者代表委員は、窪田委員、篠原委員、濱田委員を候補とさせていただきます。

昨年度との違いは、使用者代表委員が福家委員から窪田委員に変更されたことでございます。

続いて、資料No. 2 (P4)に戻っていただき、第6条では、会議は原則公開としておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

当審議会の取り扱いといたしましては、本審については、会議、議事録及び資料は公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については、会議、議事録及び資料については非公開とし、議事要旨を作成して公開することとして、昨年度の初回の本審において決定されているところです。

資料No. 2 (P4)の第7条では、議事録の作成、署名や公開、議事要旨の作成等について規定されております。

次に、資料No. 4 (P7)は、「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱」でございます。会議を公開する際の手続き等について定めたものです。

以上ご説明いたしました資料No. 2 (P3)から資料No. 4 (P7)につきましては、昨年7月8日の第1回の本審において決定されたものでございます。これらについて変更する必要の有無についてご審議いただきたいと思います。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することについて、再確認いただければと思います。

【柴田会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

特にご意見がないようですので、資料No. 2 (P3)から 4 (P7)については、変更せず、昨年 7 月 8 日に決定されたとおりといたします。

また、資料No. 2 (P3)の「審議会運営規程」第 3 条に基づき、本審議会に運営小委員会を設置いたしますとともに、資料No. 5 (P9)の運営小委員会委員名簿(案)のとおり委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、会議、議事録及び資料の公開に関しまして、昨年度から引き続き本審については公開とし、本審以外の運営小委員会、専門部会については非公開として、議事要旨を作成して公開することいたします。

続きまして、議事録の署名委員ですが、資料No. 2 (P3)の運営規程の第 7 条により、「会長及び会長の指名した委員 2 人が署名するもの」とされております。労働者側 立石委員、使用者側 窪田委員にお願いしたいと思っております。立石委員、窪田委員、よろしく願いいたします。

なお、審議会当日にこのお二方がご欠席の場合は、それぞれ大島委員、篠原委員にお願いすることとし、さらにご欠席の場合には、審議会当日に出席された委員の中から指名させていただくということでご承認いただければと思っております。

それでは、次に議題(3)の「令和 2 年度最低賃金の審議の進め方等について」とこれに関連する議題(4)の「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 資料No. 6 (P11)の「令和 2 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」をご覧ください。

この内容は、本年 3 月 25 日付けで持ち回り審議とさせていただきました令和元年度第 7 回の本審におきまして、今年度の審議会に申し送ることに全委員から同意いただいたものでございます。

なお、年の表記については元号の令和単独にて記載させていただ

いております。

本日ご承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、1の(4)ですが、専門部会の審議回数を概ね3回とすること。

次の(5)ですが、審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決議とすること。この場合、全会一致での決議を原則とすること。

2のところとなりますが、香川県最低賃金の効力発生日は令和2年10月1日、次頁の特定最低賃金の効力発生日は令和2年12月15日を努力目標とすること。

来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において意向確認を行うこと等でございます。

議題(4)の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」については、今も触れましたが、(P11)「令和2年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」の1の(5)の部分でございます。

最低賃金審議会令第6条第5項(最低賃金決定要覧P161)におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この1の(5)におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定されています。

したがって、香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」ということでございます。

本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いする次第でございます。

よろしくお願いいたします。

【柴田会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

ご意見はないようですので、本年度の最低賃金の審議につきましては、ただ今ご承認をいただきましたので、資料No. 6 (P11)の(案)を取っていただき、この「令和2年度最低賃金の審議の進め方等について」により審議を進めることにいたします。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長補佐】 それでは読み上げます。

令和2年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。

る。

(8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。

(9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和 2 年 10 月 1 日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

(1) 令和 2 年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

(2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

(3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和2年12月15日を努力目標とする。

(4) 令和3年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

【柴田会長】 ありがとうございます。

では、今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明してください。

【賃金室長】 今後の審議等の予定について、説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日举行することといたします。

また、最低賃金法第25条第2項により香川県最低賃金専門部会を設置することとなります。

これは本日お配りしている「令和2年度版最低賃金決定要覧」の146頁に記載されております。その他の条文等のご確認にもご活用いただければと思います。

専門部会は同条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日举行することといたします。

その後、専門部会を3回程度開催し、審議の上8月5日までに結審し、全会一致の結審になれば、審議会令第6条第5項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。

その後、改正内容の公示を15日間行い、その間に異議申立てがあれば異議審を8月21日午前10時から開催し、局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、局長あて答申が行われま

す。

同日官報公示文を本省へ送付し、9月1日に官報に掲載されれば法定発効により30日経過した10月1日が発効日となります。

なお、異議がなければ、異議審は開催しません。

【柴田会長】 はい、以上の説明について、何かご質問等はございますか。

ないようですので、最後に、議題(5)「その他」に入りたいと思いますが、事務局の方で何かございますか。

【賃金室長】 すでにお目通しいただいているとは思いますが、本年6月8日に全国労働組合総連合四国地区協議会から資料No.14(P67)の「四国の最低賃金の大幅引上げと地域間格差の是正、コロナ不況下の労働者保護の拡充を求める要請」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。

次に、本日の資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、資料No.7(P13)から資料No.13(P61)をお配りしております。

資料No.7(P13)は、「令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」です。審議の進め方にありますように、地域別最低賃金10月1日(木)の発効を目指すとするれば、赤い矢印の部分を見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8月5日(水)までに答申をいただく必要があります。そのすぐ下の行を見ていただいて、答申が翌日の8月6日(木)になると、発効は10月2日(金)になってしまいます。

重ねて申し上げますが、10月1日に発効するためには、8月5日(水)までに答申をいただかなければならないということになります。

次の15頁は特定最低賃金です。青い矢印の部分になりますが、例年どおり12月15日の発効を目指すとするれば、10月14日(水)までに答申をいただく必要があるということになります。

もし、その翌日の10月15日(木)の答申であれば、その発効は

12月16日（水）となってしまいますので、12月15日には間に合わないこととなります。

資料No.8（P19）は、「令和元年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。

一番上の①から⑦が本審、それから運営小委員会、去年は8月1日に開催しております。半分から下が専門部会でございます。香川県最低賃金では専門部会を4回開催しまして、そのうちの3回で金額審議を行っております。特定最低賃金4業種につきましても、それぞれ3回で答申をいただいております。

今年度も同じようなスケジュールで進めたいと思っておりますので、年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。

資料No.9（P21）は、「最低賃金を取り巻く環境の変化」としてこれまでの流れをまとめたものです。

昨年度は諮問文に引用させていただいた、令和元年6月21日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等の抜粋を配付いたしました。今年度の骨太方針は7月半ばを目途に閣議決定すべく策定作業を進めるとのことでしたので、今年度分は添付できておりません。

資料No.10（P31以降）は、令和元年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

資料No.11（P43）は、香川労働局職業安定部が本日発表した令和2年5月の雇用情勢等です。雇用情勢判断は「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とされております。

資料No.12（P49）は、財務省四国財務局が4月に発表した香川県内経済概況です。今回の総括判断としては、「新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制され、足下で下押しされた状況

にある」とされております。

資料No.13(P61)は、日本銀行高松支店が2020年6月10日に発表した香川県金融経済概況です。「香川県内の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きが続いている」とされております。

また、本日配付している「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主な内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、各種リーフレットですが、厚生労働省で行っております中小企業・小規模事業者への各種支援制度等についてです。

一つは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口である「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内です。

もう一つは、「業務改善助成金」のご案内で、事業場で最も低い賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者に対して、一定の要件を満たした場合に助成金を支給するというものです。

残りの2つは、「働き方改革推進支援助成金」の、

- ・労働時間短縮・年休促進支援コース
- ・勤務間インターバル導入コース

のリーフレットです。

それから、現在、最低賃金に関する基礎調査を実施しております。

今後、専門部会におきまして、調査結果等を取りまとめ、ご説明申し上げる予定としております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

【柴田会長】 事務局からの説明及び審議会資料に関して、何かご意見等はありませんか。

よろしいでしょうか。その他、事務局から何かございますか。

【賃金室長】 この後、委員の皆様には、連絡事項がございますの

で、この場に残っていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【柴田会長】 それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言ございませんか。

なければ第1回の本審を閉会いたします。どうもありがとうございました。

――了――